

継続検討品目群（資材）

提案品目名、品目概要は提案者からの提出資料から抜粋したものです。

平成23年度版

統合品目名	提案品目名	提案品目の概要	比較対象品目名	検討結果	
				分類	理由等
下水汚泥焼却灰混入アスファルト混合物	下水汚泥焼却灰を用いた混入アスファルト混合物	下水汚泥焼却灰から製造したアスファルトフィルターを用いたアスファルト混合物	下水汚泥焼却灰を含まない一般のアスファルト混合物	継続検討 EQS(C)	<p>本品目については、統合品目「下水汚泥焼却灰混入アスファルト混合物」に該当するものと判断して検討させていただきました。</p> <p>検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。</p> <p>期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再リサイクル性の確認が必要 <p>全国の下水処理場の処理には様々な方法があり、下水汚泥焼却灰の性質が多岐に渡るため、下水汚泥焼却灰全般において使用段階における有害物質の含有が無いこと、長期的に溶出ししないことの確認が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質確保について不確実性が残ると考えられる。 ・材料品質に関する基準が未整備、確認が不十分 ・重交通路線に対する長期耐久性が未確認 <p>特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <p>上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。</p>
道路用エコスラグ	溶融スラグ混入アスファルト混合物	一般廃棄物や下水汚泥等からの溶融スラグを破砕・分級し、粗骨材および細骨材の一部として用いたアスファルト混合物	天然材料を骨材として使用したアスファルト混合物または路盤材	継続検討 EQS(C)	<p>平成22年度は資料の提出をいただいておりませんが、再精査した結果、昨年度と同じ判断とさせていただきます。</p> <p>本品目については、統合品目「道路用エコスラグ」に該当するものと判断して検討させていただきました。</p> <p>検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。</p> <p>期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再リサイクル性の確認が必要 ・長期の環境に対する安全性(特に3倍値基準のみ充足するスラグについて) ・品質確保について不確実性が残ると考えられる。 ・重交通路線に対する長期耐久性が未確認 <p>特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JISを満足する材料(特に1倍値を満足するスラグ)の安定的生産・供給体制 ・国で調達する場合の沿道及び地域住民の理解とコンセンサスの形成 ・鉄分の含有率に起因する景観上の制限 <p>上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。</p> <p>なお、今後も新たな資料の提出をいただけない場合は、継続的な検討が困難となる場合がありますので予めご了承下さい。</p>
	溶融スラグ混入路盤材	一般廃棄物や下水汚泥等を溶融炉で処理する際に副産物として生成される溶融スラグを水等によって急冷又は徐冷して固化した骨材を使用した路盤材	天然材料を骨材として使用したアスファルト混合物または路盤材	継続検討 EQS(C)	<p>平成22年度は資料の提出をいただいておりませんが、再精査した結果、昨年度と同じ判断とさせていただきます。</p> <p>本品目については、統合品目「道路用エコスラグ」に該当するものと判断して検討させていただきました。</p> <p>検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。</p> <p>期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再リサイクル性の確認が必要 ・長期の環境に対する安全性(特に3倍値基準のみ充足するスラグについて) ・品質確保について不確実性が残ると考えられる。 ・重交通路線に対する長期耐久性が未確認 <p>特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JISを満足する材料(特に1倍値を満足するスラグ)の安定的生産・供給体制 ・国で調達する場合の沿道及び地域住民の理解とコンセンサスの形成 ・鉄分の含有率に起因する景観上の制限 <p>上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。</p> <p>なお、今後も新たな資料の提出をいただけない場合は、継続的な検討が困難となる場合がありますので予めご了承下さい。</p>
	溶融スラグ混入道路用骨材	一般廃棄物や下水汚泥等を溶融炉で処理する際に副産物として生成される溶融スラグを水等によって急冷又は徐冷して固化した道路用骨材	天然材料を骨材として使用したアスファルト混合物または路盤材	継続検討 EQS(C)	<p>平成22年度は資料の提出をいただいておりませんが、再精査した結果、昨年度と同じ判断とさせていただきます。</p> <p>本品目については、統合品目「道路用エコスラグ」に該当するものと判断して検討させていただきました。</p> <p>検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。</p> <p>期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再リサイクル性の確認が必要 ・長期の環境に対する安全性(特に3倍値基準のみ充足するスラグについて) ・品質確保について不確実性が残ると考えられる。 ・重交通路線に対する長期耐久性が未確認 <p>特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JISを満足する材料(特に1倍値を満足するスラグ)の安定的生産・供給体制 ・国で調達する場合の沿道及び地域住民の理解とコンセンサスの形成 ・鉄分の含有率に起因する景観上の制限 <p>上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。</p> <p>なお、今後も新たな資料の提出をいただけない場合は、継続的な検討が困難となる場合がありますので予めご了承下さい。</p>

継続検討品目群（資材）

提案品目名、品目概要は提案者からの提出資料から抜粋したものです。

平成23年度版

統合品目名	提案品目名	提案品目の概要	比較対象品目名	検討結果	
				分類	理由等
	下水汚泥溶融スラグを用いたアスファルト混合物	下水汚泥から生成した溶融スラグを骨材として有効利用したアスファルト混合物	天然材料を骨材として使用したアスファルト混合物または路盤材	継続検討 EQS(C)	本品目については、統合品目「道路用エコスラグ」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 ・再リサイクル性の確認が必要 ・長期の環境に対する安全性（特に3倍値基準のみ充足するスラグについて）品質確保について不確実性が残ると考えられる。 ・重交通路線に対する長期耐久性が未確認 特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 ・JISを満足する材料（特に1倍値を満足するスラグ）の安定的生産・供給体制 ・国で調達する場合の沿道及び地域住民の理解とコンセンサスの形成 ・鉄分の含有率に起因する景観上の制限 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
再生常温アスファルト混合物	再生常温アスファルト合材	現在、道路補修工事の多くは加熱アスファルト混合物で行われている。そのうち、極小規模の補修や緊急の穴埋め作業には多くの袋物の常温アスファルト混合物が使用されている。再生加熱アスファルト混合物が特定調達品目に指定されて以後、国の直轄工事のみならず、都道府県道・市町村道の工事でも再生材による施工が主流となり、全国のアスファルトプラントでその調達が可能となっている。常温アスファルト混合物の市場規模は加熱アスファルト混合物に比べれば微々たる数量であるが、再生利用する点で再生加熱アスファルト混合物と同等の環境負荷低減効果が見込まれる。市場環境の成熟で再生アスファルト塊の調達は全国で可能と考えられる。一定の耐久力を有する再生常温アスファルト混合物について特定調達品目とすることは廃棄物の再利用をさらに促進する。	天然材料を骨材として使用した常温アスファルト混合物	継続検討 EQS(C)	平成22年度は資料の提出をいただいておりますが、再精査した結果、昨年度と同じ判断とさせていただきます。本品目については、統合品目「再生常温アスファルト混合物」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 ・廃棄物削減の見通しが不明確。 ・再リサイクル性の確認が必要。 品質確保について不確実性が残ると考えられる。 ・長期耐久性が未確認。 特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。 なお、今後も新たな資料の提出をいただけない場合は、継続的な検討が困難となる場合がありますので予めご了承下さい。
建設汚泥再生路盤材	ポリナイト	建設汚泥を高度安定処理し、所定時間常温で養生、破砕機と篩機により所定の粒度に加工したもの。 道路下層路盤材、駐車場や校庭、スポーツグラウンドの基礎材、地盤改良用サンドコンパクションパイル材等として使用実績がある。 本技術では建設工事から排出される建設汚泥の10～30%再生できる。 再生後は再泥化することがなく、軽量、高強度で吸水性および保水性がある。	採取した天然のクラッシュラン及び再生クラッシュラン	継続検討 ES(C)	本品目については、統合品目「建設汚泥再生路盤材」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 ・添加物を含めた製造段階におけるCO2排出量についての確認が必要。 ・使用段階において有害物質が長期的に溶出しにくいことの確認が必要。 特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
再生プラスチック製視線誘導標	循環型 樹脂製スノーポール	視線誘導標は、車道の側方に沿って道路線形などを明示し、運転者の視線誘導を行う安全施設である。雪国地域においては、除雪等による破損を考慮した、樹脂製の視線誘導標が多く採用されている。これらの多くは使用後（破損後）、産業廃棄物として埋立や焼却されている。 今回提案の循環型 樹脂製スノーポールは使用後廃棄となる樹脂製スノーポールを再生原料化し、再度、樹脂製スノーポールの原料に使用する循環型リサイクルに対応したものである。	バージン樹脂製視線誘導標	継続検討 S(C)	本品目については、統合品目「再生プラスチック製視線誘導標」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
	循環型 樹脂製デリニエーター	視線誘導標は、車道の側方に沿って道路線形などを明示し、運転者の視線誘導を行う安全施設である。雪国地域においては、除雪等による破損を考慮した、樹脂製の視線誘導標が多く採用されている。これらの多くは使用後（破損後）、産業廃棄物として埋立や焼却されている。 今回提案の循環型 樹脂製デリニエーターは使用後廃棄となる樹脂製デリニエーターを再生原料化し、再度、樹脂製デリニエーターの原料に使用する循環型リサイクルに対応したものである。	バージン樹脂製視線誘導標	継続検討 S(C)	本品目については、統合品目「再生プラスチック製視線誘導標」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
下水汚泥焼却灰を用いたコンクリート製品	下水汚泥焼却灰を用いたコンクリート二次製品	下水汚泥焼却灰を混入させたコンクリート二次製品	下水汚泥焼却灰を含まない一般のコンクリート製品	継続検討 EQS(C)	本品目については、統合品目「下水汚泥焼却灰を用いたコンクリート製品」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 ・全国の下水処理場の処理には様々な方法があり、下水汚泥焼却灰の性質が多岐に渡るため、下水汚泥焼却灰全般において使用段階における有害物質が長期的に溶出しにくいことの確認が必要。 JIS・JAS等の公的基準に適合していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。

継続検討品目群（資材）

提案品目名、品目概要は提案者からの提出資料から抜粋したものです。

平成23年度版

統合品目名	提案品目名	提案品目の概要	比較対象品目名	検討結果	
				分類	理由等
再生骨材Lを用いたコンクリート	再生骨材Lを用いたコンクリート	再生骨材Lを用いたコンクリートとは、構造物の解体などにより発生したコンクリート塊を破碎して造ったコンクリート用再生骨材Lを骨材の全部又は一部に用いたコンクリートである。 再生骨材Lとして受け入れたコンクリート塊から造った砕石を、当社の洗浄処理場で水洗い処理して製造している。天然資源から造る砕石とは違い、建物副産物から造るので、これからの環境に配慮した、循環型社会構築に適した生コンクリートである。	天然骨材を用いたコンクリート	継続検討 S(C)	本品目については、統合品目「再生骨材Lを用いたコンクリート」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ・特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
	再生骨材Lを用いたコンクリート	「再生骨材Lを用いたコンクリート」とは、構造物の解体等により発生したコンクリート塊を破碎して造ったコンクリート用再生骨材Lを骨材の全部又は一部に用いたコンクリートです。2006年にJIS A5023として制定され、裏詰めコンクリート、間詰めコンクリート、均しコンクリート、捨てコンクリート等の用途に用いられます。コンクリート塊の再資源化は、ほとんどが道路舗装の路盤材に用いられており、コンクリートからコンクリートへ本当の意味での循環型社会の形成に貢献できると考えております。	天然骨材を用いたコンクリート	継続検討 S(C)	本品目については、統合品目「再生骨材Lを用いたコンクリート」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ・特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
再生骨材Mを用いたコンクリート製品	再生粗骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品	再生粗骨材Mは乾燥収縮や凍結融解作用の影響からその使用は、現在地下構造物のみに限定されている。本提案品は、これらの課題を解決するために、再生粗骨材Mをプレキャストコンクリート製品(PCa)へ利用したものである。PCa製品に利用した場合、部材寸法が小さく、乾燥収縮による不具合が発生しにくいこと、また、再生粗骨材Mの凍結融解抵抗性についても土木研究所が考案した簡易凍結融解試験法により耐凍害性の有無を容易に判断できるようになった。主な特徴は以下のとおりである。なお、本提案品は(社)日本コンクリート工学協会「再生粗骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品のガイドライン」をベースとして作製されている。 コストを抑えるため既存の機器で再生粗骨材Mを製造し、品質を確保する。 粗骨材の30～100%を再生粗骨材Mで置換し、アルカリシリカ反応の対策としてフライアッシュあるいは高炉セメントB種等の混合セメントを利用する。 設計基準強度36N/mm ² 以下の製品を対象とする。	天然骨材を用いたコンクリート製品	継続検討 Q5(C)	本品目については、統合品目「再生骨材Mを用いたコンクリート製品」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ・品質確保について不確実性が残ると考えられる。 ・特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
天然材料を用いた植生マット・シート	ワラ付植生シート(完全自然分解型)	種子・肥料を装着した紙に、リサイクル資材であるワラコモ、ジュートネットを重ねた緑化資材。巾1mのロール状で、法肩から法尻に転がして展開し、ピンで留めて施工する。施工後、種子・肥料が地面に落ちて発芽し、法面を緑化する。ワラコモは被覆材として非常に有効で、浸食防止効果、保温効果、保水効果を持ち、植物の発芽・生育を保護する。	天然材料を使用しない植生マット・シート	継続検討 S(C)	本品目については、統合品目「天然材料を用いた植生マット・シート」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ・今後特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
	ワラ付人工張芝	種子・肥料を装着した紙に、リサイクル資材であるワラコモを重ねた緑化資材。巾1mのロール状で、法肩から法尻に転がして展開し、ピンで留めて施工する。施工後、種子・肥料が地面に落ちて発芽し、法面を緑化する。ワラコモは被覆材として非常に有効で、浸食防止効果、保温効果、保水効果を持ち、植物の発芽・生育を保護する。	天然材料を使用しない植生マット・シート	継続検討 S(C)	本品目については、統合品目「天然材料を用いた植生マット・シート」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ・今後特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
	ワラ付人工張芝(分解型)	種子・肥料を装着した紙に、リサイクル資材であるワラコモを重ねた緑化資材。巾1mのロール状で、法肩から法尻に転がして展開し、ピンで留めて施工する。施工後、種子・肥料が地面に落ちて発芽し、法面を緑化する。ワラコモは被覆材として非常に有効で、浸食防止効果、保温効果、保水効果を持ち、植物の発芽・生育を保護する。	天然材料を使用しない植生マット・シート	継続検討 S(C)	本品目については、統合品目「天然材料を用いた植生マット・シート」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ・今後特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
天然繊維を用いたドレーン材	天然繊維を用いたドレーン材	軟弱地盤の圧密沈下促進工法である鉛直ドレーン工法において、軟弱地盤中に鉛直に打設し、軟弱地盤中の水分の排水を促進するドレーン材に天然繊維製(黄麻の繊維とヤシの木の殻の外皮繊維を燃ったヤシロープ)の材料を用いるものである。また水平排水ドレーン材料として、近年ではサンドマット(地上水平排水砂材)の代替品として水平天然繊維ドレーンが使用されている。	プラスチック(化学繊維)ドレーン	継続検討 E(C)	本品目については、統合品目「天然繊維を用いたドレーン材」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ・期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 ・化学繊維を使用しないことによるエネルギーの削減量の見通しが不明確。 ・最終的に腐食し土と同化することの評価方法の確認が必要。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。

継続検討品目群（資材）

提案品目名、品目概要は提案者からの提出資料から抜粋したものです。

平成23年度版

統合品目名	提案品目名	提案品目の概要	比較対象品目名	検討結果	
				分類	理由等
生分解性プラスチックを用いたドレーン材	生分解性プラスチックボードドレーン材	植物を原料とした生分解性プラスチックにより、圧密終了後に生分解し無害化する地盤改良工事用のドレーン材である。 本品目は、芯材・フィルターともに天然の でんぷん （飼料用とうもろこしで でんぷん ）や糖類などの植物を原料として作られたポリ乳酸樹脂であり、施工後は土中の微生物のはたらきによって水と二酸化炭素に生分解され無害化し、圧密沈下完了後は自然に還る素材である。 ドレーン材としての要求性能である施工性、透水性および引張強度などはこれまでの化学繊維系のもとと全く変わらず、その製造過程においての二酸化炭素発生量も少なく、環境に配慮した資材である。	(化学繊維系) プラスチックボードドレーン材	継続検討EQ(C)	平成22年度は資料の提出をいただいておりますが、再精査した結果、昨年度と同じ判断とさせていただきます。 本品目については、統合品目「生分解性プラスチックを用いたドレーン材」に該当するものと判断して検討させていただきました。 検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 期待される環境負荷低減効果が十分、継続的な検討が必要と考えられる。 ・製造段階でのCO2削減が期待されるが、削減量の見通しが不明確。 品質確保について不確実性が残ると考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。 なお、今後も新たな資料の提出をいただけない場合は、継続的な検討が困難となる場合がありますので予めご了承下さい。
石炭灰を用いた地盤材料	石炭灰を利用した地盤材料	石炭火力発電所で副産される石炭灰に水とセメントなどを特殊混合装置を用いて混合・製造することにより、通常の土質材料に対して軽量かつ同等の強度・物理特性および施工性を有し、盛土、構造物の裏込めや埋戻し、河川築堤、土地造成、路床・路盤などの用途に使用するものである。	天然土、天然砂(海砂、山砂)	継続検討EQ(C)	本品目については、統合品目「石炭灰を用いた地盤材料」に該当するものと判断して検討させていただきました。 検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 期待される環境負荷低減効果が十分、継続的な検討が必要と考えられる。 ・再リサイクル性の確認が必要 ・全国の石炭灰の性質が多岐に渡るため、石炭灰全般において使用段階における有害物質が長期的に溶出しにくいことの確認が必要。 JIS・JAS等の公的基準がないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
ペーパースラッジを用いた土質改良材	FTマッドキラー	製紙工場から排出されるPS灰を再焼成、混合、造粒、粒度調整、乾燥等の処理を施すことで製造した泥土改良材を用いて、軟弱な建設発生土(泥土)を瞬時に改良し、建設工事への転用を可能とする工法である。本工法の特徴は、以下のとおり。1)吸水効果を主体とする改良である。2)養生時間なしに、瞬時に泥土を改良させ、改良土を建設工事に転用できる。3)粘性土、砂質土、腐植土等すべての土質に対応可能である。4)改良土は、中性域であり、周辺の生態系(動、植物)にやさしい改良である。5)改良土は、繰り返し利用できる。6)第4種の改良状態(qc=200KN/m2)からそれ以上の強度を発揮させる場合、少ない追加で達成することができる。7)改良に際しては専用攪拌装置があるがバックホー攪拌でも対応できる(セメント系固化と比較して攪拌ムラが少ない)。H15年度国土交通省テーマ設定技術募集システム「浚渫土砂のリサイクル技術」で選定 H18年度地盤工学会 地盤環境賞受賞。	セメント系固化材、石灰系固化材、高分子改良剤	継続検討EQ(C)	本品目については、統合品目「ペーパースラッジを用いた土質改良材」に該当するものと判断して検討させていただきました。 検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 期待される環境負荷低減効果が十分、継続的な検討が必要と考えられる。 ・再リサイクル性の確認が必要 ・全国のペーパースラッジ灰の性質が多岐に渡るため、ペーパースラッジ灰全般において使用段階における有害物質が長期的に溶出しにくいことの確認が必要。 JIS・JAS等の公的基準がないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
	カタツムリ工法	池、湖沼、河川建築現場から排出される泥土、軟弱土、残土の有効利用をめざし、また世界的リサイクルプランのなかでの建設残土、浚渫汚泥の有効利用することにより、埋め立て最終処分場の寿命をのばせることができます。またこの工法に使用する材料(ペーパースラッジ灰、石炭灰、廃石膏、高炉スラグ微粉末等が主成分)そのものがリサイクル製品であります。	セメント系固化材、石灰系固化材、高分子改良剤	継続検討EQ(C)	本品目については、統合品目「ペーパースラッジを用いた土質改良材」に該当するものと判断して検討させていただきました。 検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 期待される環境負荷低減効果が十分、継続的な検討が必要と考えられる。 ・再リサイクル性の確認が必要 ・全国のペーパースラッジ灰の性質が多岐に渡るため、ペーパースラッジ灰全般において使用段階における有害物質が長期的に溶出しにくいことの確認が必要。 JIS・JAS等の公的基準がないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
省エネルギー型配電盤	配電盤の結露対策、低温対策	一般的に配電盤は、設備独自の電力損失に比べて装着する機器の消費電力の方が多く、各機器のエネルギー消費効率の改善が望まれる。特に、結露防止等のためにスペースヒータを連続で使用する場合は、配電盤の消費電力の大半をスペースヒータが消費することになる。この効果を試算したところ、日本でスペースヒータの温室効果ガスの排出寄与は、年間50万トン・CO2程度であると推測される。このスペースヒータを、結露の必要な時のみ使用するための制御機器を設けたり、スペースヒータに代えて電子除湿器を使用するなどの方法で、年間の電力消費を少なくとも1/5以下にすることができる。提案内容:配電盤の結露対策等に何らかの省エネ対策を実施する。	通常のスペースヒータ付帯配電盤	継続検討EQ(S)(C)	本品目については、統合品目「省エネルギー型配電盤」に該当するものと判断して検討させていただきました。 検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 期待される環境負荷低減効果が十分、継続的な検討が必要と考えられる。 ・CO2削減量の見通しが不明確 JIS・JAS等の公的基準がないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるが、継続的な検討が必要と考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
畳	エコ畳「再生材料を使用した稲わら畳及び稲わらサンドイッチ畳」	「建設リサイクル法」に則り、廃棄物(古畳)を抑制するために、使用済みの畳を回収し、解体・分別及び加熱処理し再資源化した稲わら畳と、稲わらと環境負荷の少ない発泡プラスチック保温板を組み合わせた畳、エコマーク認定品。	国土交通省建築工事共通仕様書に定める「畳」。	継続検討EQ(S)(C)	本品目については、統合品目「畳(たたみ)」に該当するものと判断して検討させていただきました。 検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 期待される環境負荷低減効果が十分、継続的な検討が必要と考えられる。 ・提案品目自体の再リサイクル性の確認が必要 JIS・JAS等の公的基準に準拠していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 古畳の回収体制が不明確なため、安定して供給が可能か、継続的な検討が必要と考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。

継続検討品目群（資材）

提案品目名、品目概要は提案者からの提出資料から抜粋したものです。

平成23年度版

統合品目名	提案品目名	提案品目の概要	比較対象品目名	検討結果	
				分類	理由等
再生プラスチックを利用した建材	再生プラスチック（PP）製デッキ材	廃プラスチックのうち、主にPP（ポリプロピレン）・PE（ポリエチレン）を主材料として再生したデッキ材、廃プラスチックを破砕しブレンド、計量の上熱溶融し押出成型したもの、屋外のデッキ材等で使用。除却の際にもリサイクルが可能な循環型商品。	樹脂製（プラスチック）デッキ材	継続検討 Q5(C)	本品目については、統合品目「再生プラスチックを利用した建材」に該当するものと判断して検討させていただきます。 検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 JIS、JAS等公的規準満足していないなど品質確保について不確実性が残ると考えられる。 提案品目を製造できるメーカー等の存在が不明なため、全国的に普及が可能か不確実性が残ると考えられる。また、使用の場面で限定されるため、国等の調達見込み量について継続的な検討が必要と考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
変圧器	省エネルギー型変圧器	変圧器は既にグリーン購入法の対象になっていますが、その「判断の基準」は、JIS規格（油入変圧器：JIS C 4304:2005、モールド変圧器：JIS C 4306:2005）で定められる国内で販売できる最低レベルの効率のトランナー標準変圧器です。即ち、グリーン購入法の「判断の基準」は、現在、市場の最低レベルの効率のものに過ぎません。一方、市場では既に主要メーカーが、トランナー基準を大幅に上回る効率を持つ「省エネルギー型」の変圧器を製品化、これらが変圧器の省エネ化をリードしています。京都議定書の第一約束期間が終了する2013年以降の地球温暖化対策の中期目標を一層厳しくすべく検討されている中、官が民に率先して省エネ化を通じて、温室効果ガスの排出量削減に大きく貢献する製品を調達するというグリーン購入法の趣旨に沿って、変圧器の「判断の基準」を、「省エネルギー型変圧器」を対象とする内容に改めるよう提案します。	トランナー標準変圧器（現行のトランナー基準を最低標準レベルで満足している変圧器。）	継続検討 E(C)	本品目については、統合品目「変圧器」に該当するものと判断して検討させていただきます。 検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 通常品との比較において、判断の基準を設定することが難しいと考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
空調用機器	水和物スラリー蓄熱空調システム	水和物スラリー蓄熱空調システムは空調温度域5～9℃において潜熱を蓄えられる蓄熱蓄熱材（水和物スラリー）を用いた蓄熱空調設備である。水和物は冷水の2倍程度の熱密度を有するので、水と比べて蓄熱量の増大化が可能である。また、水と異なり流動性に優れているため、水と同様に空調機器に直接搬送することも可能である。	蓄熱方式を有しない（非蓄熱）空調システム（セントラルシステム）	継続検討 Q(C)	本品目については、統合品目「空調用機器」に該当するものと判断して検討させていただきます。 検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 システムの導入実績が少ないことから、実際の運転状況下における品質の確認数も少ない状況であり、今後、導入実績を増やし、品質の確認を増やす必要があると考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
再生骨材Mを用いたコンクリート	再生骨材コンクリート	解体コンクリートを原材料とする再生骨材を用いた「再生粗骨材コンクリートまたは再生細・粗骨材コンクリート」を市中の生コン工場で製造・供給し、一般建設工事の場所打ち杭および基礎等の地下躯体に適用する。なお、本材料に用いる再生骨材は中品質（Mクラス）のもので、吸水率4%ないし5%以下を管理許容値としている。また、当該コンクリートは、杭については首都圏の5工場につき、地下躯体については首都圏の3工場につき、建築基準法37条第2項に基づいた国土交通大臣認定の一般認定を取得している。	天然骨材を用いたコンクリート	継続検討 Q5(C)	本品目については、統合品目「再生骨材Mを用いたコンクリート」に該当するものと判断して検討させていただきます。 検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 品質確保について不確実性が残ると考えられる。 適用対象が地下構造物等に限定されるが、補修が困難なこれら部位に適用した場合の長期耐久性の確認が必要 特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
	再生骨材コンクリート	建築構造物の解体に伴って発生するコンクリート塊を破砕などの処理を行い、製造したコンクリート用骨材を用いた再生骨材コンクリート	天然骨材を用いたコンクリート	継続検討 Q5(C)	本品目については、統合品目「再生骨材Mを用いたコンクリート」に該当するものと判断して検討させていただきます。 検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 品質確保について不確実性が残ると考えられる。 適用対象が地下構造物等に限定されるが、補修が困難なこれら部位に適用した場合の長期耐久性の確認が必要 特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
高日射反射率塗料	高日射反射率塗料	現行の「高日射反射率塗料」の「判断基準」への異議申し立て	・既存の屋根用、屋上用塗料	継続検討 Q(C)	本品目については、統合品目「高日射反射率塗料」に該当するものと判断して検討させていただきます。 検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 提案して頂いた判断基準について、JIS、JAS等の公的基準に準拠していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
	高日射反射率塗料	最も効果のある白色が排除されない「判断基準」に変更してほしい。（新しい品目の提案ではないので、空欄の部分もあります。）	・既存の屋根用、屋上用塗料	継続検討 Q(C)	本品目については、統合品目「高日射反射率塗料」に該当するものと判断して検討させていただきます。 検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 提案して頂いた判断基準について、JIS、JAS等の公的基準に準拠していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
	高日射反射率塗料	「高日射反射率塗料」の「判断の基準」見直し	・既存の屋根用、屋上用塗料	継続検討 Q(C)	本品目については、統合品目「高日射反射率塗料」に該当するものと判断して検討させていただきます。 検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 提案して頂いた判断基準について、JIS、JAS等の公的基準に準拠していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。

継続検討品目群（資材）

提案品目名、品目概要は提案者からの提出資料から抜粋したものです。

平成23年度版

統合品目名	提案品目名	提案品目の概要	比較対象品目名	検討結果	
				分類	理由等
	高日射反射率塗料	現行の「高日射反射率塗料」の「判断基準」に異議を申し立てます。	・既存の屋根用、屋上用塗料	継続検討 Q(C)	本品目については、統合品目「高日射反射率塗料」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 提案して頂いた判断基準について、JIS、JAS等の公的基準に準拠していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
	高日射反射率塗料	現行の「高日射反射率塗料」の「判断基準」への異議申し立て	・既存の屋根用、屋上用塗料	継続検討 Q(C)	本品目については、統合品目「高日射反射率塗料」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 提案して頂いた判断基準について、JIS、JAS等の公的基準に準拠していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
	高日射反射率塗料	現行の「高日射反射率塗料」判断基準への異議申し立て	・既存の屋根用、屋上用塗料	継続検討 Q(C)	本品目については、統合品目「高日射反射率塗料」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 提案して頂いた判断基準について、JIS、JAS等の公的基準に準拠していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
	高日射反射率塗料	高日射反射率塗料の判断基準	・既存の屋根用、屋上用塗料	継続検討 Q(C)	本品目については、統合品目「高日射反射率塗料」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 提案して頂いた判断基準について、JIS、JAS等の公的基準に準拠していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
	高日射反射率塗料	「高日射反射率塗料」の「判断の基準」	・既存の屋根用、屋上用塗料	継続検討 Q(C)	本品目については、統合品目「高日射反射率塗料」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 提案して頂いた判断基準について、JIS、JAS等の公的基準に準拠していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
	高日射反射率塗料	当社の施工実績で、工場のお客様も個人のお客様もすべてが「白色」の高日射反射率塗料であり、「白色」以外だと、日射反射率が低下し、お客様にとってもより効果がある方が好ましい。	・既存の屋根用、屋上用塗料	継続検討 Q(C)	本品目については、統合品目「高日射反射率塗料」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 提案して頂いた判断基準について、JIS、JAS等の公的基準に準拠していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
	高日射反射率塗料	現行の高日射反射率塗料の判断基準に異議を申し立てます。	・既存の屋根用、屋上用塗料	継続検討 Q(C)	本品目については、統合品目「高日射反射率塗料」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 提案して頂いた判断基準について、JIS、JAS等の公的基準に準拠していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
	高日射反射率塗料	現行の「判断基準」の強化、見直しなどの提案 現在の基準では基準を満たす「白色」の高日射反射率塗料は存在しない。	・既存の屋根用、屋上用塗料	継続検討 Q(C)	本品目については、統合品目「高日射反射率塗料」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 提案して頂いた判断基準について、JIS、JAS等の公的基準に準拠していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
	高日射反射率塗料	“高日射反射率”塗料の判断基準	・既存の屋根用、屋上用塗料	継続検討 Q(C)	本品目については、統合品目「高日射反射率塗料」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 提案して頂いた判断基準について、JIS、JAS等の公的基準に準拠していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。

継続検討品目群（資材）

提案品目名、品目概要は提案者からの提出資料から抜粋したものです。

平成23年度版

統合品目名	提案品目名	提案品目の概要	比較対象品目名	検討結果	
				分類	理由等
	高日射反射率塗料	「高日射反射率塗料」の「判断の基準」の見直し	既存の屋根用、屋上用塗料	継続検討 Q(C)	本品目については、統合品目「高日射反射率塗料」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 提案して頂いた判断基準について、JIS、JAS等の公的基準に準拠していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
	高日射反射率塗料	「高日射反射率塗料」の「判断基準」についての提案 (様式 2-2 に記載)	既存の屋根用、屋上用塗料	継続検討 Q(C)	本品目については、統合品目「高日射反射率塗料」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 提案して頂いた判断基準について、JIS、JAS等の公的基準に準拠していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
	高日射反射率塗料	効果の要因が赤外線反射だけではなく塗料中の絶縁体による熱遮断を有する塗料	既存の屋根用、屋上用塗料	継続検討 Q(C)	本品目については、統合品目「高日射反射率塗料」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 提案して頂いた判断基準について、JIS、JAS等の公的基準に準拠していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
	高日射反射率塗料	現行の「高日射反射率塗料」の「判断基準」では、最も効果のある白色が排除されている。	既存の屋根用、屋上用塗料	継続検討 Q(C)	本品目については、統合品目「高日射反射率塗料」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 提案して頂いた判断基準について、JIS、JAS等の公的基準に準拠していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
	高日射反射率塗料	現行の「高日射反射率塗料」の「判断基準」では最も必要のある白色が排除されている。 白色が排除されない「判断基準」に変更してほしい。 該当しない箇所は空欄とする。	既存の屋根用、屋上用塗料	継続検討 Q(C)	本品目については、統合品目「高日射反射率塗料」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 提案して頂いた判断基準について、JIS、JAS等の公的基準に準拠していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
	高日射反射率塗料	現行の「高日射反射率塗料」の「判断基準」の強化、見直しの提案です。 新規品目の提案ではないため、該当しないと判断した箇所は空欄にて提出させていただきます。	既存の屋根用、屋上用塗料	継続検討 Q(C)	本品目については、統合品目「高日射反射率塗料」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 提案して頂いた判断基準について、JIS、JAS等の公的基準に準拠していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
	高日射反射率塗料	「高日射反射率塗料」の「判断の基準」	既存の屋根用、屋上用塗料	継続検討 Q(C)	本品目については、統合品目「高日射反射率塗料」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 提案して頂いた判断基準について、JIS、JAS等の公的基準に準拠していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
	高日射反射率塗料	現行の「高日射反射率塗料」の「判断基準」への基準見直し依頼	既存の屋根用、屋上用塗料	継続検討 Q(C)	本品目については、統合品目「高日射反射率塗料」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 提案して頂いた判断基準について、JIS、JAS等の公的基準に準拠していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
	高日射反射率塗料	「高日射反射率塗料」の判断基準	既存の屋根用、屋上用塗料	継続検討 Q(C)	本品目については、統合品目「高日射反射率塗料」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 提案して頂いた判断基準について、JIS、JAS等の公的基準に準拠していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。

継続検討品目群（資材）

提案品目名、品目概要は提案者からの提出資料から抜粋したものです。

平成23年度版

統合品目名	提案品目名	提案品目の概要	比較対象品目名	検討結果	
				分類	理由等
	高日射反射率塗料	「高日射反射率塗料」の「判断基準」の見直し検討依頼	既存の屋根用、屋上用塗料	継続検討 Q(C)	本品目については、統合品目「高日射反射率塗料」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 提案して頂いた判断基準について、JIS、JAS等の公的基準に準拠していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
	高日射反射率塗料	現行の「高日射反射率塗料」の「判断の基準」の見直しをご検討ください。現行の「明度L*値が40.0を越す場合は、近赤外域における日射反射率(%)が明度L*値の値以上であること。」という基準では効果のある「白色」が該当外になってしまいます。	既存の屋根用、屋上用塗料	継続検討 Q(C)	本品目については、統合品目「高日射反射率塗料」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 提案して頂いた判断基準について、JIS、JAS等の公的基準に準拠していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
	高日射反射率塗料	現行の「高日射反射率塗料」の「判断基準」に異議を申し立てます。	既存の屋根用、屋上用塗料	継続検討 Q(C)	本品目については、統合品目「高日射反射率塗料」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 提案して頂いた判断基準について、JIS、JAS等の公的基準に準拠していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
	高日射反射率塗料	高日射反射率塗料を特定調達品目に加えることによる空調負荷および空調機消費電力の削減効果と環境負荷削減への加速的波及効果	既存の屋根用、屋上用塗料	継続検討 Q(C)	本品目については、統合品目「高日射反射率塗料」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 提案して頂いた判断基準について、JIS、JAS等の公的基準に準拠していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
コンクリート用再生骨材 H	加熱すりもみ法による再生骨材及び回収した微粉	本資材は、コンクリート塊を300 程度で加熱して、セメントペースト部分を脱水、脆弱化した後、骨材を破砕しない程度の摩擦作用で骨材の周りに附着しているモルタルやセメントペーストを選択的に除去する「加熱すりもみ法」によって製造した再生骨材である。本再生骨材は、一般的なコンクリートに使用される天然の粗骨材及び細骨材と同等の品質を有するものである。本骨材を使用したコンクリートは、砂利・砂及び砕石・砕砂を使用したときと同様に調合ことができ、フレッシュコンクリートの性状、強度性状、耐久性状は天然の骨材を使用したコンクリートと同等で、建築物や工作物の構造躯体に用いることができる。また、副産物として生成する微粉(セメントフィラー)は改良土の土壌固化材として使用することにより、セメント製造由来の環境負荷を削減することができる。	天然骨材	継続検討 S(C)	本品目については、統合品目「コンクリート用再生骨材H」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 供給地域及び使用範囲が限定されているため、今後特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
	加熱すりもみ法による再生骨材及び回収した微粉	本資材は、コンクリート塊を300 程度で加熱して、セメントペースト部分を脱水、脆弱化した後、骨材を破砕しない程度の摩擦作用で骨材の周りに附着しているモルタルやセメントペーストを選択的に除去する「加熱すりもみ法」によって製造した再生骨材である。本再生骨材は、一般的なコンクリートに使用される天然の粗骨材及び細骨材と同等の品質を有するものである。本骨材を使用したコンクリートは、砂利・砂及び砕石・砕砂を使用したときと同様に調合ことができ、フレッシュコンクリートの性状、強度性状、耐久性状は天然の骨材を使用したコンクリートと同等で、建築物や工作物の構造躯体に用いることができる。また、副産物として生成する微粉(セメントフィラー)は改良土製造における水分調整材として使用することにより、石灰製造由来の環境負荷を削減することができる。	天然骨材	継続検討 S(C)	本品目については、統合品目「コンクリート用再生骨材H」に該当するものと判断して検討させていただきました。検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 供給地域及び使用範囲が限定されているため、今後特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。